

令和7年第3回君津市議会定例会議案

令和7年9月2日

君 津 市

令和 7 年第 3 回君津市議会定例会付議議案目録

議案番号	件名	頁
議案第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 2 号	農業委員会委員の任命について	3
議案第 3 号	農業委員会委員の任命について	5
議案第 4 号	君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第 5 号	君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
議案第 6 号	一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 7 号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
議案第 8 号	君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 9 号	君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
議案第 1 0 号	君津市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	3 5
議案第 1 1 号	君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 9
議案第 1 2 号	君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	4 3
議案第 1 3 号	財産の無償譲渡について	4 5
議案第 1 4 号	旧清和公民館解体工事請負契約の締結について	4 7
議案第 1 5 号	損害賠償の額の決定及び和解について	4 9
議案第 1 6 号	令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 7 年度君津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 7 年度君津市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊

議案番号	件名	頁
議案第19号	令和7年度君津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
認定第1号	令和6年度君津市一般会計歳入歳出決算の認定について	51
認定第2号	令和6年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	53
認定第3号	令和6年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	55
認定第4号	令和6年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	57
認定第5号	令和6年度君津市農業集落排水事業会計決算の認定について	59
報告第1号	令和6年度君津市一般会計継続費精算報告について	61
報告第2号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について	65
報告第3号	専決処分の報告について	67
報告第4号	専決処分の報告について	69
報告第5号	専決処分の報告について	71

議案第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 君津市壱師二丁目

氏 名 鈴木 克 之（67 歳）

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 2 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市日渡根

氏 名 石和田 勉（58 歳）

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 3 号

農業委員会委員の任命について

君津市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 君津市東栗倉

氏 名 重 田 弘 已（68 歳）

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 4 号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正を踏まえ、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年君津市条例第 14 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

君津市議会議員及び君津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

市の住民基本台帳に記録されていない者の情報の管理に関する事務について、個人番号を利用するため、君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年君津市条例第 42 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

君津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年君津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2に次のように加える。

6 市長	住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	利用特定個人情報であって規則で定めるもの
		君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		君津市精神障害者医療費給付条例による医療費の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	特定個人番号利用事務又は別表第1の右欄に掲げる事務（住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものを	住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの

	除く。)	
--	------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

緊急消防援助隊として出動する職員に対して、特殊勤務手当を支給するため、一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年君津市条例第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成10年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) 緊急消防援助隊等手当

第6条第4項中「とき」の次に「（次項に規定する業務に従事したときを除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 緊急消防援助隊等手当は、消防本部又は消防署に勤務する職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務又はこれに類すると市長が認める業務に従事したときに支給する。

別表の4の項に次のように加える。

(4) 緊急消防援助隊等手当	日額	840円（大規模な災害として市長が認める災害に係る業務に従事したときにあつては1,080円、大規模な災害として市長が認める災害かつ市長が著しく危険であると認める区域で行われた業務に従事したときにあつては2,160円）
----------------	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）の施行等に伴い、本市の基幹業務システムを同法に基づく標準準拠システムに移行するに当たり、固定資産税に係る証明書の種類を変更するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の41の項中「土地」の次に「及び家屋」を加え、「1件につき」を「1通につき」に改め、同表42の項を次のように改める。

42 償却資産の評価額についての証明	1通につき300円
--------------------	-----------

別表第2備考1中「それぞれ1枚をもって1件とし、以後1枚を増すごとに30円を加算した額」を「1枚当たり最大5物件を表示するものとし、1枚を増すごとに30円を加算した額」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月13日から施行する。

議案第 8 号

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市市民スポーツ広場の新たな使用料を設けるとともに、使用料の額を改定するため、
君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和 5 3 年君津市条例第 7 号）の
一部を改正しようとするものである。

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和53年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（次条第2号及び第9条第2項において「小糸スポーツ広場」という。）」を削る。

第4条第2号中「小糸スポーツ広場」を「君津市小糸スポーツ広場」に改める。

第9条を次のように改める。

（使用料）

第9条 スポーツ広場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 君津市小糸スポーツ広場の自由広場並びに君津市小櫃スポーツ広場及び君津市松丘スポーツ広場のゲートボール場の使用料は、無料とする。

第11条中「ただし」の次に「、天候」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表（第9条第1項）

1 専有使用

区分			使用料（1時間につき）	
君津市久留里スポーツ広場	野球場	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	300円	
		一般チーム	600円	
君津市小糸スポーツ広場	野球場	入場料その他 これに類する 金銭を徴収し ない場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	
		一般チーム	1,500円	
		入場料その他	小学生チーム	2,250円

		これに類する 金銭を徴収す る場合	中学生チーム 高校生チーム 一般チーム 職業チーム	4,500円 13,500円
		上記以外の場合		6,750円
君津市小櫃スポーツ 広場	野球場	小学生チーム		300円
		中学生チーム		
		高校生チーム		
		一般チーム		600円
君津市松丘スポーツ 広場	野球場	小学生チーム		300円
		中学生チーム		
		高校生チーム		
		一般チーム		600円
	多目的広場	小学生チーム		300円
		中学生チーム		
		高校生チーム		
		一般チーム		600円

備考

- 1 市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。
- 2 使用時間については、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 3 使用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該区分の1時間相当額とする。

2 個人使用

区分		使用料
プール	大人（高校生以上）	1回につき 210円
	小人（小・中学生）	1回につき 100円
	義務教育就学前の者	無料
	更衣ロッカー	1回につき 50円

備考 更衣ロッカーを除き、市外居住者の使用料は、当該区分の額の倍額とする。

別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の規定は、令和 8 年 6 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用する。

議案第 9 号

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市民文化ホールの利用料金の上限の額を改定するため、君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成 2 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成2年君津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

「

12,100円	6,050円	12,100円	18,150円
22,000円	11,000円	22,000円	33,000円
28,600円	14,300円	28,600円	42,900円
56,100円	28,050円	56,100円	84,150円
14,300円	7,150円	14,300円	21,450円
26,400円	13,200円	26,400円	39,600円
34,100円	17,050円	34,100円	51,150円
67,100円	33,550円	67,100円	100,650円
7,700円	3,850円	7,700円	11,550円
14,300円	7,150円	14,300円	21,450円
18,700円	9,350円	18,700円	28,050円
36,300円	18,150円	36,300円	54,450円
8,800円	4,400円	8,800円	13,200円
17,600円	8,800円	17,600円	26,400円
22,000円	11,000円	22,000円	33,000円
44,000円	22,000円	44,000円	66,000円

別表第1中

を

」

「

30,800円	15,400円	30,800円	46,200円
56,100円	28,050円	56,100円	84,150円
73,700円	36,850円	73,700円	110,550円
144,100円	72,050円	144,100円	216,150円

36,960円	18,480円	36,960円	55,440円
67,320円	33,660円	67,320円	100,980円
88,440円	44,220円	88,440円	132,660円
172,920円	86,460円	172,920円	259,380円
16,500円	8,250円	16,500円	24,750円
30,800円	15,400円	30,800円	46,200円
40,700円	20,350円	40,700円	61,050円
79,200円	39,600円	79,200円	118,800円
19,800円	9,900円	19,800円	29,700円
36,960円	18,480円	36,960円	55,440円
48,840円	24,420円	48,840円	73,260円
95,040円	47,520円	95,040円	142,560円

に改める。

」

別表第1備考4中「5割」を「10割」に改め、同表中備考6を削り、備考7を備考6とし、備考8を備考7とする。

「

「

別表第2中

を

に、

1,650円
1,980円
2,420円
5,500円
660円
770円
880円
2,090円
1,100円
1,320円
1,540円
3,520円

4,070円
4,950円
6,050円
13,530円
1,210円
1,430円
1,650円
3,850円
1,430円
1,650円
1,980円
4,510円

」

」

「	7 7 0 円		8 8 0 円		「
	1, 7 6 0 円	を	1, 8 7 0 円		
	2, 7 5 0 円		8, 2 5 0 円		
」					」

に改める。

別表第2備考2中「5割」を「10割」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の君津市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、令和9年1月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 10 号

君津市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

君津市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

奨励金の内容を改めるため、君津市企業立地促進条例（昭和 62 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市企業立地促進条例の一部を改正する条例

君津市企業立地促進条例(昭和62年君津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、立地奨励金に限り、事業所を新設する企業とは別の関係企業(規則で定める要件を満たす企業をいう。以下同じ。)が当該事業所を操業する場合についても、奨励措置の対象とし、当該関係企業を前項の指定企業に含むものとする。この場合において、事業所を新設する企業は、市内に事業所を有するか否かを問わないものとする。

第5条第2項本文中「相当する額」の次に「に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とし、1年度当たり2億円」を加え、同項ただし書中「企業」の次に「(関係企業であって、市内に事業所を有しないものを含む。）」を加え、「の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額」を「並びに法人市民税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とし、1年度当たり2億円」に改め、同条第3項第1号中「5年間」を「3年間」に改め、同項第2号中「5年の間」を「3年の間」に改める。

第6条第2項本文中「相当する額」の次に「に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とし、1年度当たり2億円」を加え、同項ただし書中「の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額」を「並びに法人市民税の収納額に相当する額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とし、1年度当たり2億円」に改める。

第7条第2項本文中「相当する額」の次に「に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）」とし、1年度当たり2億円」を加え、同項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の君津市企業立地促進条例の規定により指定を受けた企業（以下「旧指定企業」という。）に対する奨励措置は、なお従前の例による。ただし、旧指定企業が、この条例による改正後の君津市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）に規定する新設（第 2 条第 3 号アに規定する場合を除く。）又は増設を行った場合は、当該新設又は増設に係る奨励措置に限り、新条例の規定を適用する。

議案第 1 1 号

君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

道路構造令（昭和 4 5 年政令 3 2 0 号）の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置に関する基準等を定めるため、君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 2 5 年君津市条例第 1 0 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

君津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年君津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「第3種」の次に「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）」を加え、「の道路」を「（第3級を除く。同項において同じ）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定を取り消す郵便局の名称

辻森郵便局

2 指定取消日

令和 7 年 1 0 月 2 5 日

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 13 号

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示（旧大和田小学校）

(1) 土地

地番	地積
君津市大和田 4 2 5 番 1	2, 6 0 9. 1 3 m ²
君津市坂田 5 6 5 番 1	5, 2 9 6. 3 1 m ²
君津市坂田 5 7 0 番 2	9 2 3. 1 9 m ²
君津市坂田 7 1 9 番 1	1 3, 2 4 6. 7 6 m ²
君津市坂田 7 2 7 番 1	1 1, 2 0 1. 3 8 m ²
君津市坂田 7 2 7 番 1 0	4, 1 9 3. 3 6 m ²
君津市坂田 8 3 0 番 1	1, 0 6 9. 1 4 m ²
君津市坂田 8 3 0 番 3	6 1 4. 7 1 m ²
合計	3 9, 1 5 3. 9 8 m ²

(2) 建物

所在地 君津市坂田 7 1 9 番地 1、君津市坂田 7 2 7 番地 1、君津市大和田 4 2 5 番地 1、君津市坂田 5 6 5 番地 1、君津市坂田 5 7 0 番地 2

種類	構造	延床面積
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	8, 1 2 9. 1 9 m ²
体育館	鉄筋コンクリート・鉄骨造鉄板ぶき・陸屋根 2 階建	1, 3 8 7 m ²
更衣室	軽量鉄骨造鋼板ぶき平屋建	6 3. 9 7 m ²

機械室	コンクリートブロック造鋼板ぶき平屋建	34.68 m ²
倉庫	軽量鉄骨造スレートぶき平屋建	11.42 m ²
物置	軽量鉄骨造鋼板ぶき平屋建	8.65 m ²
プロパン庫	コンクリートブロック造スレートぶき平屋建	2.24 m ²
合計		9,637.15 m ²

(3) その他

ア プール

イ 遊具

ウ 石碑

エ その他工作物及び附帯設備

2 契約方法 随意契約

3 無償譲渡の相手方 東京都板橋区成増一丁目12番19号

学校法人タイケン学園

理事長 柴岡 三千夫

令和7年9月2日提出

君津市長 石井 宏子

旧清和公民館解体工事請負契約の締結について

旧清和公民館解体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 46 年君津市条例第 49 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 旧清和公民館解体工事
- 2 工 事 場 所 君津市西栗倉 57 番地
- 3 工 事 期 限 令和 8 年 6 月 1 日
- 4 工 事 概 要 (1) 公民館
SRC 造 2 階建て 延べ床面積 1214.47 m²
(2) 多目的ホール
S 造 1 階立て 延べ床面積 365.1 m²
(3) 附属建物及び附属施設
ア プロパン庫
イ 受水槽小屋
ウ 作業室
エ テニスコート附属小屋
オ 受変電設備
カ 浄化槽
(4) 外構、擁壁の一部
- 5 契 約 の 方 法 制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）
- 6 契 約 の 金 額 220,000,000 円
（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）
- 7 契 約 の 相 手 方 君津市北子安二丁目 23 番 8 号

株式会社伊藤土建

代表取締役 伊藤 健一

令和7年9月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故の概要

令和 6 年 12 月 11 日、午後 1 時 20 分頃、君津市法木作一丁目 5 番 16 号付近において、本市所有の普通乗用車が市道から駐車場へ進入しようとした際に、駐車場から出庫する車両があり、進路を確保するため後退したところ、後方にいた車両と接触し、運転者及び同乗者が負傷したものの。

2 和解の相手方

- (1) 個人（木更津市在住、運転者）
- (2) 個人（木更津市在住、同乗者）

3 和解の内容

- (1) 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方（運転者）に対し、
1, 778, 285 円を支払う。
- (2) 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方（同乗者）に対し、
1, 479, 237 円を支払う。
- (3) 君津市と相手方は、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、今後、一切異議、請求の申立てを行わない。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 1 号

令和 6 年度君津市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度君津市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第 2 号

令和 6 年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度君津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第3号

令和6年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度君津市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

君津市長 石井宏子

認定第 4 号

令和 6 年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度君津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

認定第5号

令和6年度君津市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度君津市農業集落排水事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

君津市長 石 井 宏 子

報告第 1 号

令和 6 年度君津市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により、令和 6 年度君津市一般会計継続費の精算を別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和6年度君津市一般会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳					
					特 定 財 源				一 般 財 源	特 定 財 源			一 般 財 源	特 定 財 源				
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債			そ の 他	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業（川俣大橋橋梁補修工事）	5	24,600,000	11,550,000	8,500,000	0	4,550,000	0	0	0	0	0	△ 24,600,000	△ 11,550,000	△ 8,500,000	0	△ 4,550,000
			6	159,000,000	87,450,000	64,300,000	0	7,250,000	183,558,100	100,952,000	78,200,000	0	4,406,100	24,558,100	13,502,000	13,900,000	0	△ 2,843,900
			計	183,600,000	99,000,000	72,800,000	0	11,800,000	183,558,100	100,952,000	78,200,000	0	4,406,100	△ 41,900	1,952,000	5,400,000	0	△ 7,393,900
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業（豊田大橋橋梁補修工事）	5	44,800,000	21,450,000	15,700,000	0	7,650,000	0	0	0	0	△ 44,800,000	△ 21,450,000	△ 15,700,000	0	△ 7,650,000	
			6	87,000,000	47,850,000	35,200,000	0	3,950,000	128,010,300	70,405,000	39,000,000	0	18,605,300	41,010,300	22,555,000	3,800,000	0	14,655,300
			計	131,800,000	69,300,000	50,900,000	0	11,600,000	128,010,300	70,405,000	39,000,000	0	18,605,300	△ 3,789,700	1,105,000	△ 11,900,000	0	7,005,300

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付けて報告する。

健全化判断比率（第 3 条第 1 項）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.45)	— (17.45)	5.1 (25.0)	35.3 (350.0)

- 1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合を示す。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。

資金不足比率（第 22 条第 1 項）

（単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
君津市農業集落排水事業会計	—	20.0

「—」は、資金不足額がない場合を示す。

令和 7 年 9 月 2 日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、損害賠償の額の決定について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	道路照明灯の令和7年4月分の電気料金1,370,540円が振替口座を錯誤したことから未払いとなったため、相手方から損害賠償金（延滞利息）を請求されたもの。
損害賠償の相手方	東京都中央区銀座八丁目13番1号 東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 長崎 桃子
損害賠償の額	相手方に対し、損害賠償金（延滞利息）7,919円を支払う。
専決年月日	令和7年8月6日

令和7年9月2日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、議会の議決を経て締結した工事請負契約に係る変更契約について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

工 事 名	大和田・坂田小学校統合施設整備電気設備工事
工 事 場 所	君津市坂田523番地
契 約 の 金 額	変更前 606,159,400円 変更後 597,799,400円 減 額 8,360,000円 (いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
契 約 の 相 手 方	君津市北子安一丁目10番33号 キミデン工業株式会社 代表取締役 内山 博
変 更 の 理 由	当初設計より資材等の数量の増減があったことに伴う設計図書の変更による減額
専 決 年 月 日	令和7年7月15日

令和7年9月2日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、議会の議決を経て締結した工事請負契約に係る変更契約について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

工 事 名	大和田・坂田小学校統合施設整備給排水衛生設備工事
工 事 場 所	君津市坂田523番地
契 約 の 金 額	変更前 229,970,400円 変更後 223,260,400円 減 額 6,710,000円 (いずれも取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
契 約 の 相 手 方	君津市外箕輪二丁目24番3号 株式会社協同建設 代表取締役 鶴岡 慎一郎
変 更 の 理 由	当初設計より資材等の数量の増減があったことに伴う設計図書の変更による減額
専 決 年 月 日	令和7年7月15日

令和7年9月2日提出

君津市長 石井宏子